

登録の類型とそのメリット・デメリット

平成 19 年 10 月 5 日
内閣官房行政改革推進室

登録の類型	詳細	メリット・デメリット
I 一定要件に該当した時点で登録	一定の要件（年齢・役職）に該当した時点で登録を懇願（各省）。将来、勧奨を受けた場合又は本人が希望する場合、登録情報がセンターによる再就職先支援に活用されることに同意することを確認するとともに、キャリアデザインを考える契機とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○キャリアデザインを考える契機となり、将来の円滑な再就職に向けた取組を促すことができる。 ○登録の有無により将来の勧奨退職の受入意思の有無が事前に把握できるため、ライン職、専門スタッフ職への配置などの人事管理に活用できる。 ●登録する者が多くなり、登録に係る事務量が増大する。
II 本人が再就職支援を希望して又は退職勧奨を受けて初めて登録	本人又は人事当局から再就職支援の依頼があった時点で登録。退職の具体的な予定があることを前提に登録し、センターが再就職支援を開始する。	<ul style="list-style-type: none"> ○登録する者が限定されるので、登録に係る事務量が小さくなる。 ●キャリアデザインを考える契機にならない。